（1）同和問題

①現状と課題

津和野町においては、これまで同和問題の解決を町行政の重要課題として位置付け、差別意識を解消するための教育・啓発活動の推進をはじめ、同和地区における生活環境の改善、教育の充実などの対策を推進してきました。

しかし、1999（平成 11）年の国の「人権擁護推進審議会答申」において、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいるが、結婚問題を中心に、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している。」と述べられており、心理的差別の解消については、今なお十分とは言い難い状況にあります。また、今なお教育や就労、同和地区内の空き家（廃屋）対策など、解決しなければいけない課題が残されています。

一方、採用選考時において、家庭環境、親の職業等を聴取するなど、身元調査とも考えられる問題事象や同和問題を口実に、不法、不当な行為や要求を行う、いわゆる「えせ同和行為」などの同和問題の解決を阻害する問題も発生しています。

さらに、近年、インターネットを悪用した差別事象や第三者による戸籍謄本の不正取得など、新たな問題も全国的に起こっており、今なお、差別事象は後を絶たない状況にあります。

こうしたことから、今後も同和問題に対する町民の正しい理解と認識を深め、問題解決を促進するため、教育・啓発を中心に取り組んでいく必要があります。

なお、津和野町での同和問題に関する町民意識調査の結果は次のとおりです。



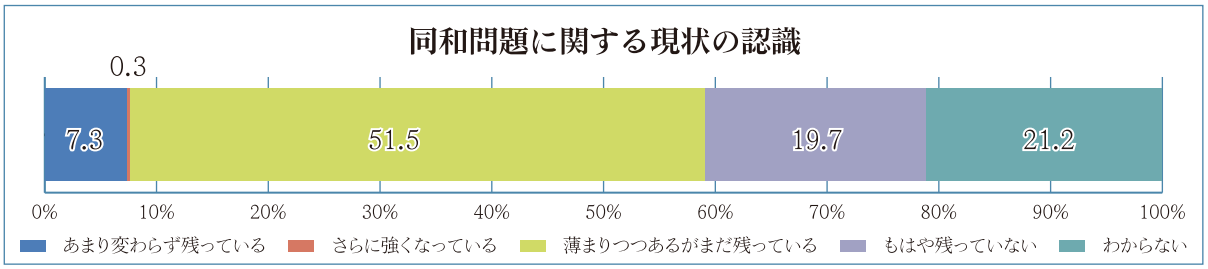

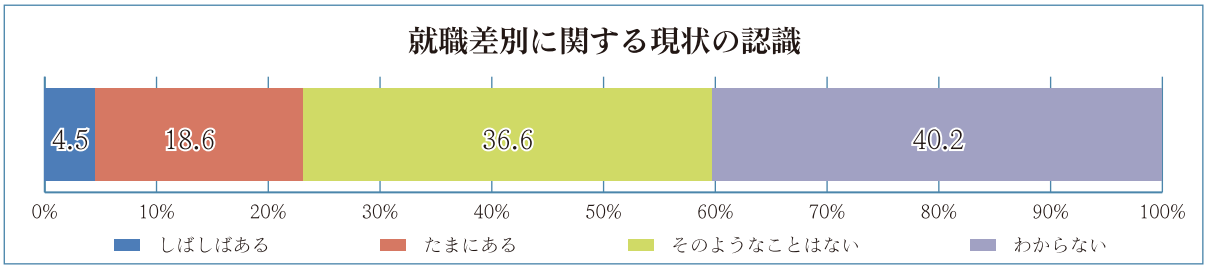

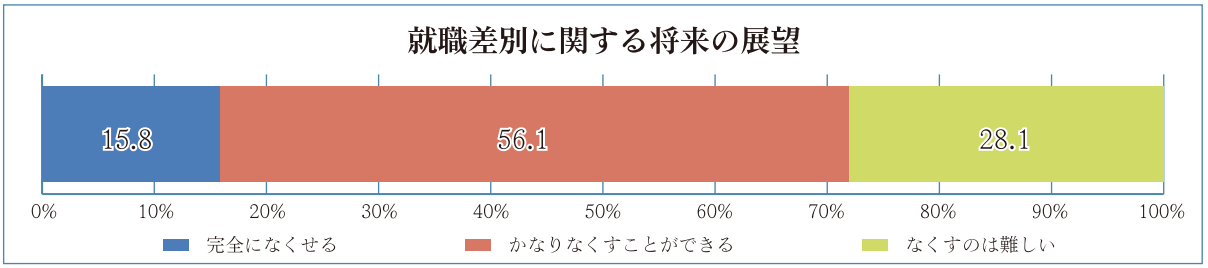

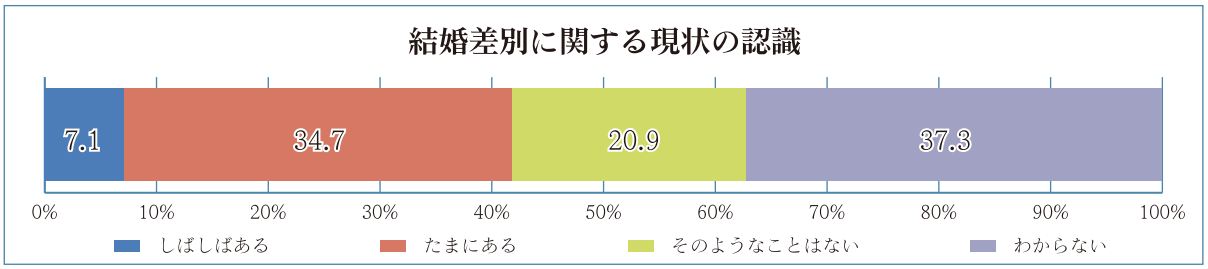

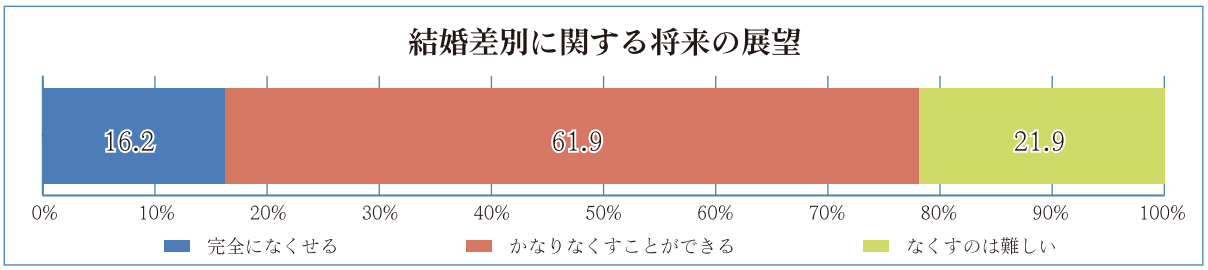

②施策の基本的方向

同和問題を人権問題という本質から捉え、同和行政を人権行政の重要な柱として位置づけ、これまでの人権・同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と課題、町民意識調査の結果などを踏まえながら一層の取組を進めます。また、これまでの同和問題解決に向けた取組が、あらゆる人権問題の解決につながるという視点に立ち、その解決は全町民的課題であることを再認識し、行政はもとより町民一人ひとりの人権意識を高めるための施策を積極的に推進します。

国の特別対策事業は終了しましたが、今後も必要な事業については、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう一般対

策を有効かつ適切に活用し推進していきます。

ア．差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

町民一人ひとりに対して、同和問題について正しい理解を求め、自らの課題として、差別意識の解消に取り組むことができるよう、学習内容や方法等の創意工夫を図ります。また、課題解決に向けて学校や家庭、地域社会が一体となった取組になるように、連携を図りながら教育・啓発を進めます。

また、「差別をなくす強調月間」（7 月 12 日～8 月 11 日）、「人権週間」（12 月 4 日～10 日）において、同和問題解決のための啓発広報を集中的に実施するなど、各種啓発や講演会等の開催、各種啓発資料の作成など、集中的な啓発活動を行います。

これらの教育・啓発にあたっては、今までに蓄積されてきた成果への評価を行うとともに、啓発内容や手法に一層の創意工夫を加え、また、ワークショップなどの参加体験型の研修形態を積極的に行うなど、自らの課題として捉えることができるような教育・啓発を推進します。

イ．就労問題への取組

就労の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決のための重要課題の一つです。就職に関する差別をなくすため、島根労働局等の関係機関と連携し、企業や団体等に対して、更正な採用を阻害する身元調査、面接時における本籍や家族の職業等についての不適切な質問及び書類要請など、就職差別につながる行為をしないよう啓発に努めます。

ウ．進路保障・就学支援への取組

教育と就職の機会均等を完全に保障し、生活の安定と地位の向上を図ることは、同和問題解決のための中心課題です。子どもが、高等学校、大学への就学などの選択において、希望する進路に進めるようにするため、一人ひとりの実態を把握し、自らの進路をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身に付けて行くよう学力の向上と進路保障の取組を推進します。また、就学援助のための迅速な情報提供に努め、奨学資金をはじめ、各種制度の周知と活用の促進を図ります。

エ．生活環境への取組

これまでの取組により、住宅や道路など、生活の根幹に関わる環境整備については様々な面で存在していた格差はある程度改善されてきました。今後は、すべての人が住み慣れた地域で、また、安全な生活環境で安心して暮らせることができる環境整備に努めます。

また、同和地区内に存在する廃屋については、災害時に周囲へ及ぼす危険性も高いことから、その対策については関係課や各機関と協議し解決が図られるよう努めます。

オ．相談機能の充実

津和野町広域隣保活動事業生活相談員（以下、「生活相談員」という。）との連携を強化し、地域住民のニーズを的確に把握した上で、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動、交流促進事業など、その他広範な事業を総合的に推進します。

カ．「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」は、人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実にして、企業・官公署などに不当な要求を行うことをいいます。このような行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、これまで積み重ねてきた同和問題についての教育・啓発効果を一挙に覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人々や同和関係者に対するイメージを著しく損ねるものであり、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

「えせ同和行為」に対処するためには、何よりも誰もが同和問題を正しく理解することが重要です。このため、町民への啓発に努めるとともに、こうした行為の排除にあたっては、県、松江地方法務局や警察など、関係機関と緊密な連携を保ち、その取組の強化を図ります。

キ．その他の取組

身元調査や高齢者を狙った詐欺事件などに悪用される恐れのある戸籍や住民票の不正取得が全国的に問題となっています。戸籍などを第三者が取得したとき、取得された本人へ通知する制度について、関係機関等との協議を踏まえて検討を進めます。

また、2015（平成 27）年 4 月から施行される「生活困窮者自立支援法」については生活相談員との連絡・情報共有を強化し、実施機関との連携も含めて円滑に支援できるよう努めます。



（2）女性

①現状と課題

国連では、性差別の禁止について、「国際連合憲章」や「世界人権宣言」、「国際人権規約」において繰り返し確認されています。

特に、1967（昭和 42）年に採択された「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言（女子差別撤廃宣言）」では、「女子に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」と規定されました。

わが国では、こうした動きを受け、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」の施行等、国内法や制度の整備、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部の設置など、男女平等の実現に向けた政策が進んできました。

1999（平成 11）年、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、2000（平成 12）年には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、近年「セクシュアル・ハラスメント※」や女性への暴力も顕在化してきました。また、妊娠、出産を理由として職場などでの嫌がらせである「マタニティ・ハラスメント※」も問題となっています。

啓発、広報、学習・研修や「ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）※」対応の体制など、多くの取り組むべき課題があります。

②施策の基本的方向

こうした国内外の動きの中で、津和野町では、「津和野町男女共同参画計画」を 2009（平成 21）年に策定し、これに基づき様々な施策を総合的・計画的に実施しているところです。

今後とも、「男女共同参画社会基本法」の理念である「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定の共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の視点に立った取組を進めていきます。

ア．　男女平等を推進する教育・啓発

小学校・中学校・高等学校においては、男女が社会や家庭において対等な構成員として認められ、共に手を携え支え合うことの重要性などについて、指導の充実を図ります。

男女共同参画セミナー等の学習研修事業を行うほか、マスメディアを用いた広報や啓発情報誌などを通じて、男女共同参画社会形成に向けての学習や啓発を積極的に進めます。

イ．　男女共同参画社会の形成促進

2009（平成 21）年に策定した「津和野町男女共同参画計画」では、「あらゆる分野で男女共同参画について学ぶ機会の充実」、「町の政策・方針決定過程への女性の積極的参画の促進」、「女性の人材育成推進」、「男女が共に、家庭（子育て・介護等）と仕事・地域活動を両立することができる環境づくりの推進」「配偶者からの暴力防止対策の充実強化」を、重点的に取り組む事項として掲げています。

これらの目標を達成するため、啓発広報や情報提供、地域リーダーとの協力・連携に取り組むとともに、女性リーダーの育成等を積極的に支援していきます。

また、県や関係団体、地域住民と連携・協力し、学校や家庭、職場、地域などのあらゆる分野における男女共同参画の推進に努めます。

さらに、国や関係団体と連携して、「改正男女雇用機会均等法」や「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」などの法令の周知・啓発に努め、セクシュアル・ハラスメントの防止など、男女が働きやすい職場環境の整備を図るとともに、子育て中の女性や母子家庭の母等の再就職、仕事と育児の両立が図れるよう、就職や両立のための支援に取り組みます。

ウ．　ＤＶ等女性に対する暴力防止の取組

セクシュアル・ハラスメントやＤＶ等女性に対する暴力は、個人の尊厳を傷つける基本的人権の重大な侵害であるにも関わらず、潜在化する傾向があります。

ＤＶ等女性に対する暴力のない社会を実現するためには、町民一人ひとりが正しい理解を深め、ＤＶ等は重大な人権侵害であることを認識し、根絶する社会的機運を醸成することが必要です。

そのために、町民に対する啓発・広報を充実するとともに、学校や家庭、職場、地域での教育の充実や職員等に対する研修の充実を進めます。

エ．　ＤＶ等暴力被害女性への支援

被害者が自立し、安心して地域で生活するためには、就業の促進、住宅の確保のほか様々な支援制度の活用等が必要です。「配偶者等からの暴力被害者自立支援資金貸付制度」及び生活保護制度や母子・寡婦福祉資金等の円滑な活用が図られるよう関係機関との連携を強化するなど、被害者の自立支援を行います。

また、被害者にきめ細かに対応するために、被害者に対する支援活動を行っている民間団体との連携や、県の機関、司法機関、民間団体等で構成する「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」の充実を図ります。

オ．　相談体制の充実

町民又は事業者からの性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画を阻害する行為についての相談に対して、国、県等の関係機関が相互に連携し、適切な対応を図ります。

「セクシュアル・ハラスメント」

相手を不快にさせる言動や身体への不必要な接触、性的なうわさの流布やわいせつな写真の掲示など

「マタニティ・ハラスメント」

妊娠・出産を理由として職場などで受ける批判や嫌がらせ、あるいは解雇や自主退職などの不当な処遇を受けること

「ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）」

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からふるわれる暴力で、犯罪にもなる重大な人権侵害

（3）子ども

①現状と課題

21 世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つためには、子どもが人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の声に耳を傾けることが必要です。

1947（昭和 22）年、わが国では、「児童福祉法」が制定され、児童の育成・保護という観点から様々な施策が展開されています。さらに、4 年後には、「児童憲章」で「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んじられ、よい環境の中で育てられる」ことが宣言されました。また、1989（平成元）年に国連で採択された「子どもの権利条約」では、子どもを権利の主体として、子どもの成長、発達を保障するため、親をはじめ社会全体が最善の努力をすることが明記されています。

しかし、近年、我が国では、少子化や核家族化、都市化の進行など、社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑・多様化しています。いじめや体罰など、子どもの人権が侵害される事例が後を絶たず、不登校や家庭へのひきこもりなどの問題が深刻化しています。また、児童虐待問題も深刻化しており、幼い命が失われる痛ましい事件も発生しています。さらに、携帯電話の急速な普及に伴い、子どもがインターネット上に氾濫する違法・有害情報に容易にアクセスできる状況となっており、出会い系サイトによる性的被害や学校裏サイトによる人権侵害など、子どもの心身をむしばむ新たな社会現象もみられます。

こうした状況の中、1999（平成 11）年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）」が制定され、児童買春や児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた子どもの保護のための措置等を定めることにより、子どもの権利擁護を図ることとされました。また、 2000（平成 12）年には、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待を禁止するとともに、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の